

記者発表

2025年10月2日
日本共産党埼玉県議会議員
団長 城下のり子

埼玉県議会本会議における諸井真英県議の発言について

10月1日諸井真英県議は9月定例会本会議一般質問の中で「基本的人権というのが外国人にはありません」と発言しました。これは、県議としてとうてい容認できない不見識な発言です。

日本も批准している国際人権規約について日本政府は「外国人についても、基本的人権尊重及び国際協調主義を基本理念とする憲法に照らし、参政権等性質上日本国民のみを対象としている権利を除き、基本的人権の享有が保障されている。」と、参政権などをのぞき基本的人権が保障されていると明確に説明しています。

規約の基となる世界人権宣言は、すべての人の権利を認めることは「世界における自由、正義及び平和の基礎である」と宣言しています。諸井県議の発言は、外国人を傷つけ貶めるにとどまらず、世界の自由・正義・平和を目指すとりくみに挑戦するものです。

党県議団は、本日午前、議会運営委員長に、議会として諸井県議の発言の削除を勧告するよう検討を求めましたが、議会運営委員会は開催されませんでした。

諸井県議は上の1文を削除する意向だと報道されています。諸井県議は一刻も早く、この発言の撤回・削除を行うべきです。また諸井県議は、犯罪取り締まりについて国籍で差別しないとした知事答弁に対して「外国人の犯罪において、前提が日本人とは異なっており、法的な位置づけが異なっておりますのでやはりその国籍に関わらず（とりしまる）ということは、（知事は）よくお考えになっていただければと思います」と述べています。国際規約を認めるなら、この発言も削除すべきです。

党県議団は、これら外国人の権利を踏みにじる発言すべての撤回、議事録からの削除を求めています。

以上